

短時間労働者に対する社会保険適用拡大 Q & A (特定適用事業所)

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

<加入対象(短時間労働者)の要件>

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | <input type="checkbox"/> 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上 | <input type="checkbox"/> 学生ではない |

令和6年10月からの適用拡大について、代表的な Q & A をお示しします。

Q. 使用される被保険者の総数が常時50人を超えるか否かの判定は、適用事業所ごとに行うのか。

A. 使用される被保険者の総数が常時50人を超えるか否かの判定は企業ごとに行いますが、具体的には以下のいずれかの考え方で判定します。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。

Q. 「被保険者の総数が常時50人を超える」において、被保険者はどのような者を指すのか。適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入している被保険者は対象に含めるのか。

A. 特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される厚生年金保険被保険者の総数(共済組合員たる厚生年金保険被保険者を含む。)になります。

そのため、適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

Q. 「被保険者の総数が常時50人を超える」とは、どのような状態を指すのか。どの時点で常時50人を超えると判断することになるのか。

A. 「被保険者の総数が常時50人を超える」とは、

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険被保険者の総数が12カ月のうち、6カ月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険被保険者の総数が12カ月のうち、6カ月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。

Q. 所定内賃金が月額8.8万円以上かの算定対象となる賃金には、どのようなものが含まれるのか。

A. 所定内賃金が月額8.8万円以上かの算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下の①から④までの賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- ④ 最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)